

川崎市障害児安全安心対策事業補助金交付要綱

令和 7 年 1 1 月 1 1 日

7 川健障施第 1 3 3 1 号

市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新等による設備支援を通じ、性被害防止対策を行うことを目的として、事業者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、川崎市補助金等の交付に関する規則(平成 1 3 年 3 月 2 1 日規則第 7 号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「障害児支援事業者」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する「障害児通所支援事業」又は児童福祉法第 7 条第 2 項に規定する「障害児入所支援」を行う者をいう。
- (2) 「障害児相談支援事業者」とは、児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する「障害児相談支援事業」を行う者をいう。
- (3) 「事業所」とは、事業者が設置する指定障害児入所施設、指定障害児通所支援事業所、指定障害児相談支援事業所をいう。

(補助の対象)

第 3 条 補助の対象は、川崎市内において事業所を設置する法人とする。

- 2 補助の対象とする事業は障害児安全安心対策事業実施要綱（令和 6 年 3 月 2 9 日付けこ支障第 7 3 号一部改正令和 7 年 2 月 2 6 日付けこ支障第 2 9 号こども家庭庁支援局長）による性被害防止対策支援事業を交付の対象とする。

(補助額の算出方法等)

第 4 条 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、事業所ごとの算出額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 2 事業所ごとに別表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、その額に別表の第 3 欄の補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川崎市障害児安全安心対策事業補助金交付申請書(第 1 号様式)を規則第 3 条第 1 項の規定により市長

が定める期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付の申請があった時は、申請書類を審査し、適正と認める場合には、すみやかに補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、すみやかに川崎市障害児安全安心対策事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(暴力団排除)

第7条 川崎市暴力団排除条例(平成24年3月19日条例第5号)第8条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員の中に第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

- 2 市長は、申請者又は補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 市長は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助事業の遂行)

第8条 補助事業者は、規則及びこの要綱の定めるところに従い、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、公正かつ最小の費用で最大の効果を上

げ得るよう経費の効率的使用に努めなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 設備の購入や更新を行う場合は、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等を行うこと。
- (2) カメラ設置の要否については、保護者やこども等の状況や対象事業所の状況等を踏まえて各対象事業所において判断すること。
- (3) カメラの設置については、必要に応じて、関係者等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うこと。
- (4) カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。
- (5) こどもや来訪者等が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。

（交付条件）

第 9 条 規則第 5 条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、すみやかに市長の承認を受けなければならない。ただし軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管し、これを当該補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する市の会計年度の翌年度から 5 年間保存しておかななければならない。ただし、財産処分の制限のある財産に関するものについては、これにかかわらず処分終了までの期間保存しなければならない。
- (5) 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、補助事業に係る帳簿及び証拠書類の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は市長）に当該帳簿及び証拠書類を引き継がなければならない。
- (6) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の

うち、一個又は一組の取得価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、第4号の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日号外政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (7) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、市長はその収入の全部又は一部を納付させることがある。
- (8) 取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- (9) その他規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。
- (10) 補助事業者が(1)から(9)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に返還させることがある。
- (11) 本事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(変更の申請・承認)

第10条 申請者は、補助事業の内容について変更が生じたときは、川崎市障害児安全安心対策事業補助金に係る事業の変更承認申請書（第3号様式）に、必要に応じて、変更内容の分かる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があった時は、申請書類を審査し、適正と認める場合には、承認の可否について決定し、すみやかに川崎市障害児安全安心対策事業補助金に係る事業の変更承認決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げのできる期間)

第11条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第12条 規則第18条の規定による状況報告を市長が求めた場合は、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第11条の規定による実績報告は、川崎市障害児安全安心対策事業補助金交付に係る事業実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日又は市長が別に定める期日のいずれか早い期日までに行わなければならない。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計

算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第14条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等書類を審査し、適正と認める場合には、交付すべき補助金を確定し、すみやかに川崎市障害児安全安心対策事業補助金交付額確定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。ただし、第6条第1項で決定した交付決定額と実績報告書を受けて確定した交付決定額が同額の場合は、交付決定額をもって補助金の確定額とし、確定通知書による通知は省略するものとする。

(補助金の交付請求)

第15条 申請者は、補助金の支払いを受けようとするときは、前条の補助金額確定後、市長に補助金の請求書を提出するものとする。

2 市長は、適法・適正な前項の請求書を受けてから、30日以内に補助金を交付するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、川崎市障害児安全安心対策事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第7号様式）により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支部及び一支部等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部または本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(実施細目)

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金交付等に関し必要な事項は別に定める。

(届出事項)

第18条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

附 則

この要綱は、令和7年11月11日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 施設（事業所）当たり 1 0 0 千円	障害児安全安心対策事業（性被害防止対策 支援事業分）に必要な需用費（燃料費、印 刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費 （通信運搬費、手数料）、委託料、備品購 入費	3 / 4

第1号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所
法人名
代表者職氏名

川崎市障害児安全安心対策事業補助金交付申請書

川崎市障害児安全安心対策事業補助金について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 _____ 円

2 対象事業所等

事業所名 _____

事業所番号 _____

サービス種別 _____

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 見積書等

(3) その他市長が必要と認めた書類

第 2 号様式

川崎市指令 第 号
年 月 日

住所

法人名

代表者職氏名

川崎市長

川崎市障害児安全安心対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました川崎市障害児安全安心対策事業補助金につきましては、次の条件を付けて交付します。

補助金交付決定額 金 _____ 円

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、すみやかに市長の承認を受けなければならない。ただし軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管し、これを当該補助事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しておかななければならない。ただし、財産処分の制限のある財産に関するものについては、これにかかわらず処分終了までの期間保存しなければならない。
- (5) 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、補助事業に係る帳簿及び証拠書類の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を継承する者(権利義務を継承する者がいない場合は市長)に当該帳簿及び証拠書類を引き継がなければならない。
- (6) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)のうち、一個又は一組の取得価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、(4)の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の既定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過

する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (7) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、市長はその収入の全部又は一部を納付させることがある。
- (8) 取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- (9) その他規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。
- (10) 補助事業者が(1)から(9)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に返還させることがある。
- (11) 本事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

第3号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所
法人名
代表者職氏名

川崎市障害児安全安心対策事業補助金に係る事業の変更承認申請書

年 月 日 川崎市指令 第 号で交付決定がありました、川崎市障害児安全安心対策事業補助金に係る事業について、次のとおり、事業変更し、承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 施設、事業所名
- 2 事業の変更の内容
- 3 事業の変更理由
- 4 添付書類

第4号様式

第 号
年 月 日

住所

法人名

代表者職氏名

川崎市長

川崎市障害児安全安心対策事業補助金に係る事業の変更承認決定通知書

年 月 日付けで申請がありました川崎市障害児安全安心対策事業補助金に係る事業の変更承認申請について、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 決定内容

2 変更事項

3 承認条件

第 5 号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所
法人名
代表者職氏名

川崎市障害児安全安心対策事業補助金交付に係る事業実績報告書

川崎市障害児安全安心対策事業補助金に係る事業実績報告について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付申請額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 領収書等、費用の支払いが分かる書類
- (2) カメラ等の設置状況が分かる写真
- (3) その他市長が必要と認めた書類

第 6 号様式

第 号
年 月 日

住所

法人名

代表者職氏名

川崎市長

川崎市障害児安全安心対策事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のありました川崎市障害児安全安心対策事業補助金に係る事業実績について、審査の結果、次のとおり補助金の交付額を確定しましたので、通知します。

1 補助金交付済額 A _____ 円

2 補助金交付確定額 B _____ 円

3 精算額 (B-A) _____ 円

第 7 号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所

法人名

代表者職氏名

川崎市障害児安全安心対策事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額報告書

年 月 日 川崎市指令 第 号で交付決定がありました、川崎市障害児安全安心対策事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、川崎市障害児安全安心対策事業補助金交付要綱第 16 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入
控除税額（補助金返還相当額）

金 _____ 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売り上げ割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。